

事務連絡  
令和3年11月26日

市内各小中学校長 殿

うるま市教育委員会  
教育長 嘉手苺 弘美  
(公印省略)

## 沖縄県対処方針変更に伴う11月25日以降の部活動（スポーツ少年団含む）の 実施について ( 通 知 )

平素より学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。  
沖縄県の警戒レベルが第2段階となり、11月25日（木）から、沖縄県対処方針が変更されました。それを受け、本市の部活動及びスポーツ少年団等の活動（以下「部活動」）は、下記の通りと致します。なお、今後、下記の内容に変更がある際は、別途通知することを申し添えます。

### 記

- (1) 平日の練習時間は、早朝練習を含めて2時間以内とする。ただし、各学校の部活動終了時刻を厳守すること。
- (2) 土日祝日の練習時間は、3時間以内とする。その際は、昼食をはさむことのないように時間を設定すること。
- (3) 県内外での合宿、遠征は感染症対策を十分に講じた上で行うこと。
- (4) 練習試合や合同練習は上記(1)(2)を遵守し実施できる。但し、移動時の感染症対策も十分講ずること。
- (5) 学級・学年閉鎖等の対応がある際、当該児童生徒は、その期間部活動に参加しないこと。
- (6) 部活動の実施に係る判断について検討が必要な際は、学校長と市教育委員会で協議する。
- (7) 体調不良の児童生徒は、練習や大会参加を控えること。（活動前には検温と健康観察）
- (8) 大会及びコンクール等に参加するチーム及び個人については、各団体の感染症対策ガイドラインに則り、十分な連携のもと、慎重に検討し、学校長の判断で参加すること。

#### ※大会参加についての確認事項

- 陽性又は濃厚接触者となった選手・職員については、保健所が指定する解除日まで、大会参加はできない。
  - 出席停止、学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖に該当し、濃厚接触者が特定されるまでの期間は大会参加できない。ただし、濃厚接触者の特定が終了し、濃厚接触者とされなかった児童生徒は大会参加できる。しかし、その児童生徒は学級閉鎖等が解除されない限り、校内での部活動は参加できない。
- (10) 休養日の設定（ノ一部活デーの取り組み）を確実に行う。
    - ① 平日に1日以上、週休日（土日）1日以上を休養日とする。
    - ② 週休日（土日）2日間にわたって大会やコンクール等のために活動した場合は、週休日（土日）分の休養日を他の週休日または祝日に振り替える。
  - (11) 活動時間等を遵守しない部活動等については、活動を一時停止する場合もある。
  - (12) 「地域の感染レベル1」の学校においては、同居の家族に風邪等の症状がみられる場合でも、児童生徒の健康状態が良好であれば参加することができる。
  - (13) その他
    - ① 「うるま市部活動の在り方に関する方針」の則ること。
    - ② ワクチン接種を希望する児童生徒には、集団接種会場等を周知すること。

【本件問い合わせ先】

うるま市教育委員会 担当：上門博之